

駒里小中学校管理職住宅買取事業に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和4年8月17日

千歳市長 山口 幸太郎



1 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市教育委員会教育部企画総務課施設係(第2庁舎 2階)
電話 0123-24-0829
FAX 0123-27-3743
e-mail kyoikukikaku@city.chitose.lg.jp

2 事業概要

- (1) 事業名 駒里小中学校管理職住宅買取事業(以下、「本事業」という。)
- (2) 業務内容 別紙「駒里小中学校管理職住宅買取事業 要求水準書」のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、4年度千歳市競争入札参加資格者名簿において、建築一式工事に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成14年12月18日千歳市長決裁)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 千歳市暴力団排除条例(平成26年千歳市条例第1号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 過去5か年において新築戸建住宅の販売実績があること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

本事業に係る公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び様式集等(以下「実施要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和4年8月17日から令和4年8月31日まで

(2) 交付方法

「1 担当部署」の場所で交付するほか、千歳市教育委員会教育部企画総務課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.chitose.lg.jp/docs/20727.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年8月31日(水)午後5時必着

イ 提出場所 「1 担当部署」に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

(2) 参加資格の確認等

「3 参加資格要件」に定める要件に該当するか確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

「(2) 参加資格の確認等」で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書等を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年9月15日(木)午後5時必着

イ 提出場所 「1 担当部署」に同じ

ウ 提出方法 郵送又は持参で提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 「3 参加資格要件」の要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 提出された見積価格が見積価格上限額を超えている場合

(5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

駒里小中学校管理職住宅買取事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置す

る審査委員会において、実施要領で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約に関する協議

市は、提案内容に基づき受注候補者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、受注候補者と基本協定及び売買契約を締結するものとする。

(2) 基本協定の締結

基本協定は、選定事業者が決定し、事業内容の事前協議を行った後に締結する。

(3) 売買契約等の締結

売買契約書は、施設の買取検査を実施した後に締結するものとし、売買契約書(案)の内容は、その締結前であれば、提案内容に応じた文言修正を可能とする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に係るプレゼンテーションを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本事業に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができる。
- (7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例(平成5年千歳市条例第14号)の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。